## 三監告示第4号

# 定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和5年3月29日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

記

1 監査の対象 「定期監査結果に関する報告書」のとおり

2 監査の期間 同 上

3 監査の方法 同 上

4 監査の結果 同 上

## 定期監査結果に関する報告書

- 1 監査の対象 令和3年度及び令和4年度における経済部営業戦略室、 商工課、農林課及び選挙管理委員会事務局所管(分掌)事 務に係る財務に関する事務の執行状況
- 2 監査の期間 今和5年1月25日から同年3月29日まで
- 3 監査実施委員 長 橋 昇 椛 澤 綾 子 佐 藤 和 雄

#### 4 監査の方法

定期監査は、令和3年度及び令和4年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

#### 5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 文書事務において、事業における意思決定がされていない不適切な事務 処理、収受日付印漏れ等の事例があった。
- (2) 現金出納事務において、決裁を受けていないもの、収支内容の記載誤り等の不適切な事例があった。
- (3) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。